３．景観と土地利用の規制（県と市の役割分担）

資料３－②

（１）前橋市との調整結果

- ◆ 県が令和７年度までに景観ガイドラインを策定し、令和１０年度までに県立自然公園に指定することは承知した。
- ◆ 市では令和７年度（目安）に景観計画を改定する予定。その中で、景観ガイドラインを踏まえた「(仮称)赤城山ビジョン」を定め、赤城山麓地域までを範囲とする新たな景観施策を講じる。
- ◆ 当面の間、市の景観アドバイザー制度を利用し、民地開発者に対し景観指導する。
- ◆ その際に県も同席できるよう内規を改正する。
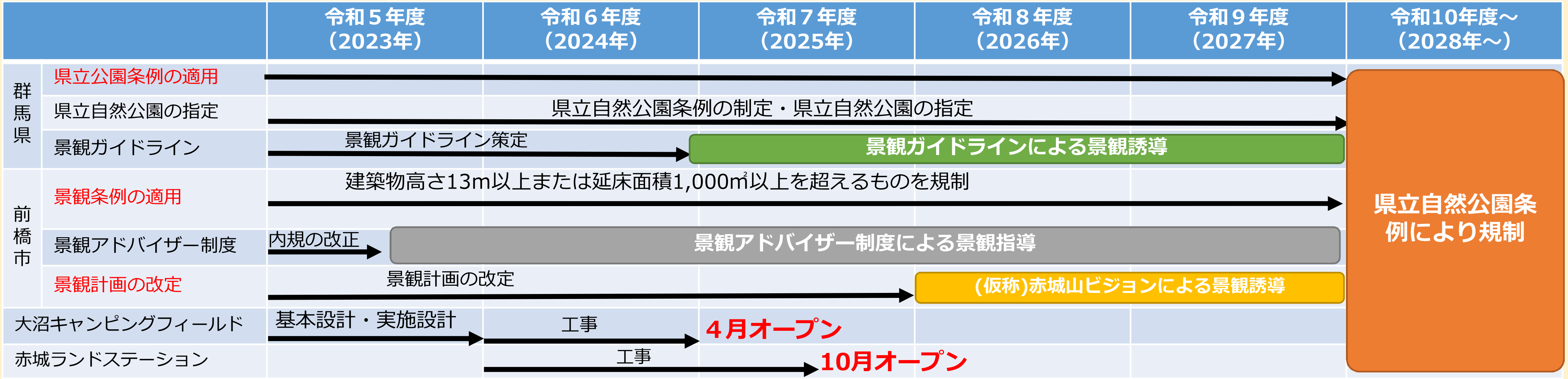
（２）県立自然公園の指定（令和10年度）までの規制イメージ